

憲法 Chapter 11

Date

/

Date

/

Date

/



天皇の権能に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 天皇の権能は、一身に専属し、その国事に関する行為を他に委任することはできない。
- 2 天皇は、憲法で列挙された国事に関する行為以外であっても、国政に関する権能を行使することが認められている場合がある。
- 3 天皇は、国会の指名に基づいて、内閣総理大臣を任命し、また、天皇は、内閣総理大臣の指名に基づいて、他の国务大臣を任命する。
- 4 天皇は、内閣の助言と承認により、国事に関する行為として衆議院を解散する。
- 5 天皇に代わって摂政が置かれる場合は、摂政が自らの名で国事に関する行為を行い、その責任は摂政に帰属する。

正解

4

[天皇] 天皇の権能

1 誤り

憲法4条2項は、「天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。」と規定している。そして、この規定に基づいて、「国事行為の臨時代行に関する法律」が定められている。

2 誤り

憲法4条1項は、「天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。」と規定している。

3 誤り

憲法6条1項は、「天皇は、国会の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する。」と規定しているから、本肢の前段は正しい。もっとも、同法68条1項本文は、「内閣総理大臣は、国務大臣を任命する。」と規定しており、天皇が他の国務大臣を任命するわけではないから、本肢の後段は誤っている。なお、天皇は、国事行為として、国務大臣の任免の認証を行う（同法7条5号）。

4 正しい

天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、「衆議院を解散する」という国事に関する行為を行う（憲法7条3号）。

5 誤り

憲法5条前段は、「皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に関する行為を行ふ。」と規定している。したがって、本肢は、摂政が「自らの名」で国事に関する行為を行うとしている点で、誤っている。

以上により、正しいものは肢4であり、正解は4となる。